

件名

農林中央金庫法の施行に關し定める件等の一部を改正する件

○金融庁  
農林水産省 告示第 号

資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第四項第十号、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第六項第八号並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第三項第七号、第八十七条第四項第七号、第九十三条第二項第七号及び第九十七条第三項第七号の規定に基づき、農林中央金庫法の施行に関し定める件（平成十三年金融庁告示第十三号）等の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

農林水産大臣 鈴木 憲和

(農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部改正)

第一条 農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>(業務の代理の業務を営むことのできる者)            第四条 農林中央金庫法(以下「法」という。)第五十四条第四項第十号の主務大臣が定める者は、次に掲げる者とする。            「一〇十二 略」            十二の二 電子決済手段等取引業者(資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者(同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者(同条第一項に規定する発行者をいう。)を含む。)をいう。)</p> <p>「十三・十四 略」            2 法第五十四条第四項第十号の主務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。            「一〇五 略」            五の二 前項第十二号の二に掲げる者の電子決済手段関連業務(資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務(同条第十項に規定する電子決済手段の管理に係る業務を除く。)をいう。)の媒介            「六・七 略」</p>	<p>(業務の代理の業務を営むことのできる者)            第四条 「同上」            「一〇十二 同上」            「号を加える。」            「十三・十四 同上」            2 「同上」            「一〇五 同上」            「号を加える。」            「六・七 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正)

第二条 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準 (平成十八年 金融 農林水産省 融 庁 告示第二号) の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(信用リスク・アセットの額の合計額)            第七条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。            「一・二 略」</p> <p>三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二条第二十四項</u>に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの</p>	<p>(信用リスク・アセットの額の合計額)            第七条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」            「一・二 同上」</p> <p>三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二十一条</u>に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正)

第三条 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準 (平成十八年<sup>金</sup>農林水産省<sup>融</sup>告示第三号)の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(信用リスク・アセットの額の合計額)            第七条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。            「一・二 略」</p> <p>三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二条第二十四項</u>に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの</p>	<p>(信用リスク・アセットの額の合計額)            第七条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」            「一・二 同上」</p> <p>三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二十一条</u>に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正)

第四条 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(平成十八年<sup>金</sup>農林水産省<sup>融</sup>告示第四号)の一

部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(信用リスク・アセットの額の合計額)  第十條 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。  「一・二 略」</p> <p>三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二條第二十四項</u>に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(信用リスク・アセットの額の合計額)  第十條 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二條第二十一項</u>に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件の一部改正)

第五条 農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件 (平成十八年<sup>農林</sup>融

融 庁  
水産省 告示第九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分 (連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載) に二重傍線を付した規定 (以下「対象規定」という。) は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一条 農業協同組合法（以下「法」という。）第十条第六項第八号の主務大臣が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 法第十条第六項第八号に掲げる業務を行う組合が農業協同組合である場合</p> <p>「イ」リ 略</p> <p>又 電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二条第十 二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八 第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行 者（同条第一項に規定する発行者をいう。）を含む。）をいう 。）</p> <p>ル」キ 略</p> <p>二 「略」</p> <p>第二条 法第十条第六項第八号の主務大臣が定めるものは、次に掲げ るものとする。</p> <p>「一」三 略</p> <p>三の二 前条第一号又に掲げる者の電子決済手段関連業務（資金決 済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務 （同条第十項に規定する電子決済手段の管理に係る業務を除く。 ）をいう。）の媒介</p> <p>「四」六 略</p>	<p>第一条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>「イ」リ 同上</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>又」ウ 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>「一」三 同上</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「四」六 同上</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(水産業協同組合法第十一条第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件の一部改正)

第六条 水産業協同組合法第十一条第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件(平成十八

年金 融 庁  
農林水産省 告示第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第一条 水産業協同組合法（以下「法」という。）第十一条第三項第七号、第八十七条第四項第七号、第九十三条第二項第七号及び第九十七条第三項第七号の主務大臣が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一〕九 略〕</p> <p>九の二 電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者（同条第一項に規定する発行者をいう。）を含む。）をいう。）</p> <p>〔十〕十九 略〕</p> <p>第二条 法第十一条第三項第七号、第八十七条第四項第七号、第九十条第二項第七号及び第九十七条第三項第七号の主務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>三の二 前条第九号の二に掲げる者の電子決済手段関連業務（資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務（同条第十項に規定する電子決済手段の管理に係る業務を除く。）をいう。）の媒介</p> <p>〔四〕五 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一〕九 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔十〕十九 同上〕</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔四〕五 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(農林中央金庫法第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部改正)

第七条 農林中央金庫法第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準(平成二十六年<sup>金</sup>融<sup>庁</sup>告示第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〕七十六 略</p> <p>七十七 処分上制約のない資産 連結貸借対照表又は貸借対照表に計上されている資産のうち、イからホまでに掲げる要件又はへに掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>〔イ〕ホ 略</p> <p>へ 中央銀行等若しくは中央政府以外の公共部門への預け金又は次に掲げる者に対して担保として用いるためにあらかじめ差し入れた資産であつて、基準日時点において担保として実際に用いられていないもの（担保として実際に用いられているものが契約において特定されない場合にあつては、農林中央金庫又は連結子法人等が担保として用いられていないとみなす任意の資産でその額が担保として実際に用いられていない額以下の額であるもの）であること。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>(3) 中央清算機関（自己資本比率告示第一条第六号の二に規定する中央清算機関をいう。以下同じ。）、「資金清算機関（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二条第二十四項に規定する資金清算機関をいう。第十五条第九号ハにおいて同じ。</u>）」、「振替機関（社債、株式等の</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第一条 「同上」</p> <p>〔一〕七十六 同上</p> <p>七十七 「同上」</p> <p>〔イ〕ホ 同上</p> <p>へ 「同上」</p> <p>〔(1)・(2) 同上〕</p> <p>(3) 中央清算機関（自己資本比率告示第一条第六号の二に規定する中央清算機関をいう。以下同じ。）、「資金清算機関（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二条第二十一項に規定する資金清算機関をいう。第十五条第九号ハにおいて同じ。</u>）」、「振替機関（社債、株式等の</p>

<p>振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第 二項に規定する振替機関をいう。同号八において同じ。） その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振替を業と して行う者</p> <p>七十八 「略」</p>	<p>振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第 二項に規定する振替機関をいう。同号八において同じ。） その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振替を業と して行う者</p> <p>七十八 「同上」</p>
--	---

備考 表中の「」の記載は注記である。